

余市町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 12 月

余 市 町

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 国、北海道における取組み	1
2 余市町行動計画の作成	1
第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	2
1 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略.....	2
2 町行動計画における発生段階の取扱い	3
3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
6 対策推進のための役割分担	8
7 町行動計画の主要6項目	10
第3章 各段階における対策	15
1 未発生期	15
2 海外発生期	17
3 国内発生早期	19
4 国内感染期	21
5 小康期	23
参考1 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策	25
参考2 「道行動計画」の各発生段階における「医療」（抜粋）.....	27
参考3 関連法律（抜粋）.....	28
用語解説	30

第 1 章 計画の基本事項

1 国、北海道における取組み

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国は、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成 24 年 4 月に病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という）が発症した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定しました。また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に規定され、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

また、北海道では、平成 25 年 10 月に、特措法第 7 条に基づき政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年（2013 年）6 月 7 日）（以下「政府行動計画」という。）を基本とした「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を作成しました。

この計画は、道における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を定めるとともに、市町村が市町村計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

2 余市町行動計画の作成

これらの国や道の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験を踏まえ、特措法第 8 条に基づき、「余市町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成します。

町行動計画の対象とする感染症（以下「インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではありませんが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策について、町行動計画の関連事項として、対策の概要を示します。また、町行動計画は、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画及び道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供の受け入れ能力を超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等の対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしています。町としても、道と緊密に連携し、道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

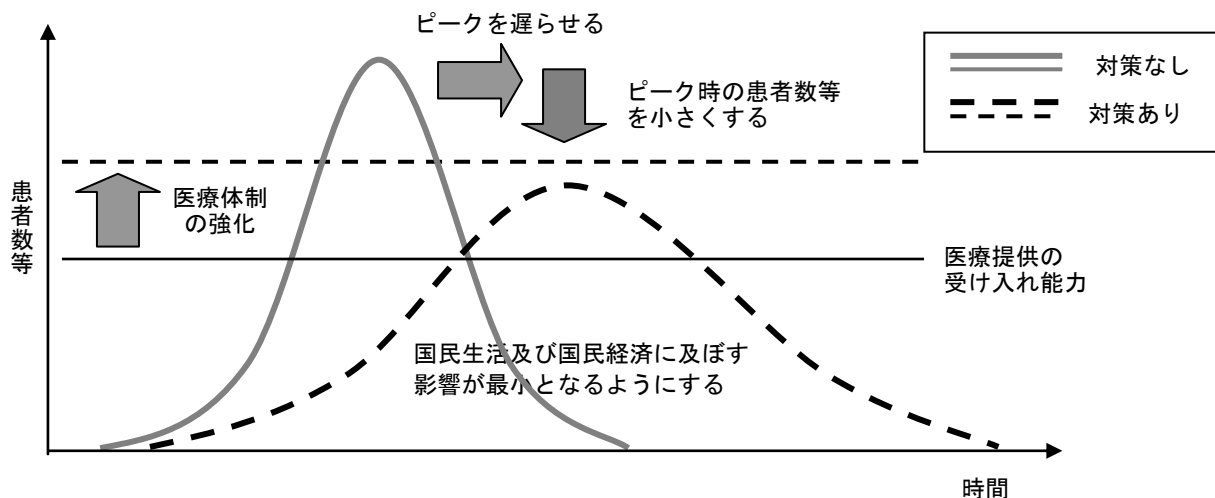
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の受け入れ能力を超えないようにします。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 町民生活等に及ぼす影響が最小となるようにします

- ・地域での感染防止対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らします。
- ・医療の提供又は業務及び町民生活等の安定に寄与する業務の維持に努めます。

<対策の効果 概念図（政府行動計画抜粋）>



2 町行動計画における発生段階の取扱い

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

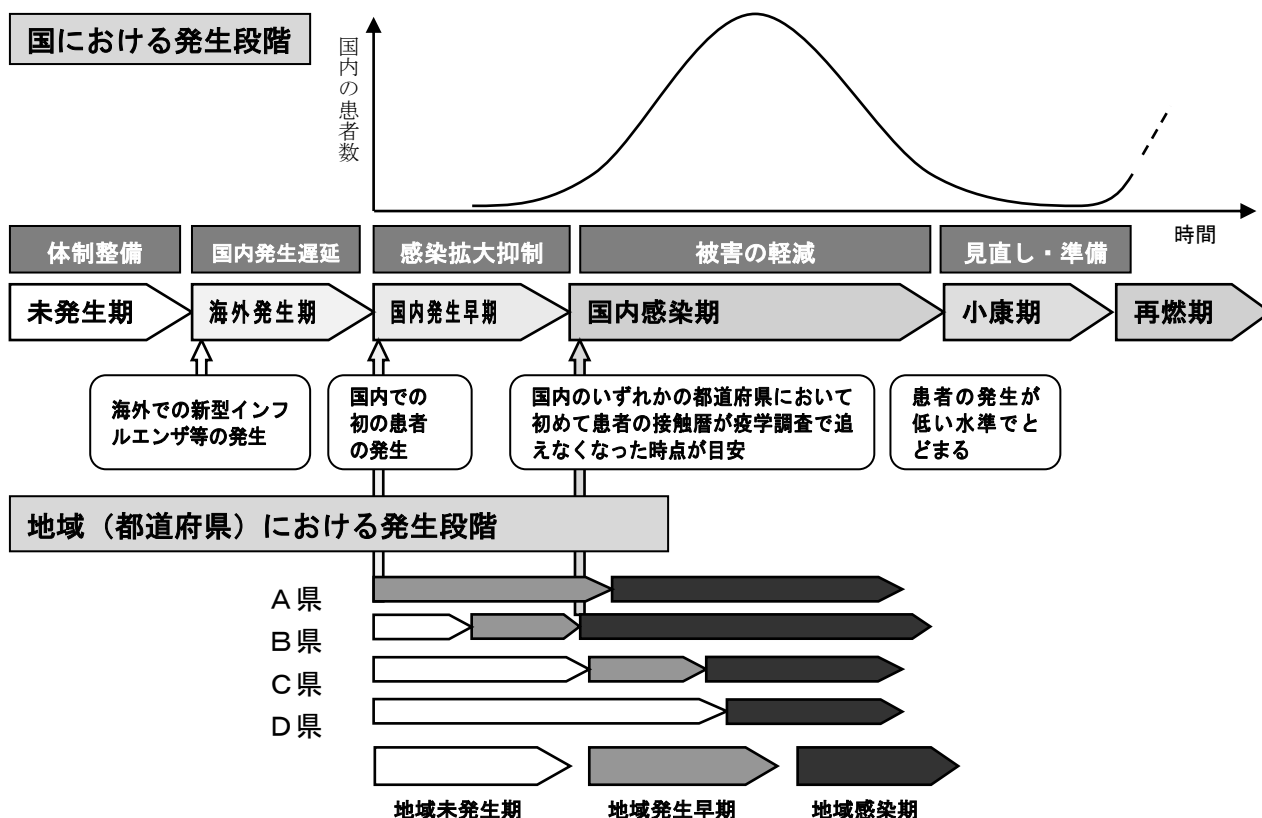
政府行動計画及び道行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しています。なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

◆発生段階

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

< 国及び地域（都道府県）における発生段階 >

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 柔軟な対応

- 政府行動計画では、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負いかねないため、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟な対応を講ずる必要があるとしています。
- 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特徴、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策が決定され、道ではそれらの対策を踏まえて、道が実施すべき対策が決定されます。町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定します。
- 国では、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしています。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととし、道ではそれらを踏まえた対策の見直しを行います。町としては、それらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行います。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行います。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。
- 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討することが重要となります。
- 事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

(3) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

- 事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。
- 日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。
- 特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町、指定（地方）公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生した場合には、特措法その他の法令及び町行動計画等に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、以下の点に留意します。

（１）基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

（２）危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されていますが、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

- ・「余市町新型インフルエンザ等対策本部」（以下「町対策本部」という。）は、道対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に進めます。

（４）記録の作成・保存

- ・町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザの流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等や人の免疫の状態、社会環境など多くの要素に左右されることから、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは困難ですが、町行動計画における被害想定については、国や道の被害想定のお考え方に準拠し、次の通り推計します。

		国	北海道	余市町
感染者数（人口の25%）		32,000,000人	1,370,000人	5,080人
受診者数		13,000,000人 ～25,000,000人	559,000人 ～1,075,000人	2,065人 ～3,970人
中等度の場合	入院患者数	530,000人	23,000人	84人
	1日あたりの最大入院患者数	101,000人	4,300人	16人
	死亡者数（感染者の0.53%）	170,000人	7,000人	27人
重度の場合	入院患者数	2,000,000人	86,000人	318人
	1日あたりの最大入院患者数	399,000人	17,000人	63人
	死亡者数（感染者の2%）	640,000人	28,000人	102人

国道の人口は平成22年国勢調査データ。余市町の人口は平成26年3月末データ（20,306人）。

- ※ 国及び道の数値は、政府行動計画及び道行動計画における推計値。
- ※ 入院患者数及び死亡者数については、国の受診者数の上限である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%として推計。
- ※ 最大入院患者数（流行発生から5週目の推計値）は、流行が約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算による。
- ※ この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ※ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うことになっている。

(2) 新型インフルエンザ等による社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には、多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- ・国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。
- ・罹患者は 1 週間から 10 日間程度症状を有し、欠勤する。
- ・罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定されます。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときには、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。
- ・ ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し調査及び研究に係る国際協力の推進に努めるとしてしています。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進するとしてしています。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときには、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

(2) 地方公共団体の役割

新型インフルエンザ等が発生したときには、基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

【道】

- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき地域医療体制の確保や感染防止に関し、的確な判断と対応に努めるとしてしています。

【町】

- ・ 町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施するよう努めます。
- ・ 対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとします。

(3) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の作成や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要となります。
- ・ 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとされています。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

- ・特措法第 2 条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者

- ・特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活等の安定に寄与する業務を行う業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めるものとします。

(6) 一般の事業者

- ・事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。
- ・町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。
- ・特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(7) 町民

- ・新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。また、発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

7 町行動計画の主要6項目

町行動計画では、道行動計画を参照し、段階ごとに、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集及び情報提供・共有」、「(3) 予防・まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保」の6つの項目ごとに対策を進めます。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりです。

(1) 実施体制

- ・政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとしています。このため、国、道、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組みを行うことが求められるとしていることから、町としても関係機関が一体となった対策を進めます。
- ・新型インフルエンザ等が発生する前においては、庁内関係部局等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組みを進めます。さらに、関係部局等においては、道や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。
- ・国において、特措法に基づく、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされた場合には、直ちに町対策本部を設置し、必要な措置を講じます。

(2) 情報収集及び情報提供・共有

ア 情報収集

- ・町は新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集し、判断につなげるものとします。

イ 情報提供

(ア) 発生前における町民等への情報提供

- ・発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報等について、道からの情報提供に併せ、町民に情報提供します。
- ・特に児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生しやすい等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について情報提供して行くことが必要です。

(イ) 発生時における町民等への情報提供及び共有

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。
- ・町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

(3) 予防・まん延防止

ア 目的

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲におさめることにつながります。
- ・個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

イ 主なまん延防止対策

- ・個人における対策については、発生の初期段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策が実践されるよう促します。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、道からの要請に基づき、不要不急の外出自粛や施設の使用制限に協力します。
- ・地域対策・職場対策については、発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策の実施を促します。

(4) 予防接種

ア 特定接種

(ア) 特定接種について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

(イ) 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となり得る者の国の基準

- ・特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしています。

- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしています。
- ・指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しませんが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

（エ）接種総枠等

- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

イ 住民接種

（ア）種類

- ・緊急事態宣言がされていない場合→「**新臨時接種**」として行います。
(予防接種法第6条第3項)
- ・緊急事態宣言がされた場合→「**臨時の予防接種**」として行います。(特措法第46条)

（イ）対象者の区分

- ・政府行動計画では、住民接種の接種順位について、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としていますが、緊急事態宣言がされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしています。
- a **医学的ハイリスク者**（呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者）
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- b **小児**（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c **成人・若年者**
- d **高齢者**（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群、65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

- ・ 新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定されます。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者の順

(c) 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者の順

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・ 高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者の順

(エ) 町民に対する予防接種の接種体制

- ・ 町民に対する予防接種については、町が実施主体となり、原則として、集団接種により接種を実施することとなるため、接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保します。

ウ 留意点

- ・危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされています。町としても、道と連携しながら、その決定を受けて実施します。

エ 医療関係者に対する要請

- ・道は、予防接種を行うために必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）をしております。

(5) 医療

- ・道行動計画の「医療」に関する事項を参照する。

(6) 町民生活等の安定の確保

- ・新型インフルエンザは多くの国民が罹患し、各地域での流行が8週間程度続くと言われております。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活等の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。このため町としても、道と連携し、町民生活等への影響を最小限とできるよう努めます。
- ・国、道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要であるとされています。町としても十分な事前準備が図られるよう努めます。

第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6項目について個別の対策を記載します。
対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考とします。

1 未発生期

《 概 要 》	
状態	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ、道等との連携を図り、対応体制の構築等、事前の準備を進める。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

対策等	
実施体制	<p>ア 町行動計画等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、特措法に基づき、政府行動計画及び道計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。 <p>イ 道等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認等を実施する。 ・町は、町行動計画の作成にあたり、必要に応じて、道への支援を要請する。 ・町は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。
情報収集及び情報提供・共有	<p>ア 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等を通じ、新型インフルエンザ等に関する必要な情報の収集に努める。 <p>イ 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、町民に理解しやすい情報提供を行う。 ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染防止対策の普及を図る。 <p>イ 体制整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容と方法等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。また、町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

<p>予防・まん延防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
<p>予防接種</p>	<p>ア 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等からの要請に基づき、特定接種に係る接種体制の構築に協力する。 ・町は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。 <p>イ 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。 ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。 ・町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。 <p>ウ 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報について情報提供を行い、国民の理解促進を図るとしており、町としても町民に対し、必要な情報提供に努める。
<p>医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、道行動計画の医療に関する取り組みに協力する。 ・医師会との連携を密にする。
<p>町民生活等の安定の確保</p>	<p>ア 要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等の要請に基づき、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等に係る要援護者の把握に努める。 <p>イ 火葬能力等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道が進める火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に協力する。 <p>ウ 物資及び資材の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等対策において、必要となる物資等の備蓄に努める。

2 海外発生期

《 概 要 》	
状態	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 ・国内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、道等と連携しながら強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、道等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・道内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、町民に準備を促す。

対策等	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・道は、国において内閣総理大臣を本部長とする「政府対策本部」が設置された場合は、知事を本部長とする「道対策本部」を設置し、必要な対策について協議するとしている。 ・町は、道等が決定した対処方針に基づき、今後の対応を検討する。
情報収集及び情報提供・共有	<p>ア 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等を通じ、新型インフルエンザ等に関する必要な情報の収集に努める。 <p>イ 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、町民に対して、海外での発生状況について、必要に応じ、情報提供を行う。 ・情報提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努める。 <p>ウ 相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国からの要請があった場合、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。
予防・まん延防止	<p>ア 感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予防接種</p>	<p>ア 特定接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定するとしている。 ・町は、道等の決定に基づき、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 <p>イ 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国の要請に備えて、特措法第 46 条に基づく予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種に対する接種体制の準備に努める。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、道行動計画の医療に関する取り組みに協力する。 ・医師会との情報共有・連携を密にする。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">町民生活等の安定の確保</p>	<p>遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けて準備を進める。

3 国内発生早期

《 概 要 》	
状態	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。 ・国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、道等と連携し、積極的な感染拡大防止策等を講じる。 ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への情報提供を行う。 ・国内感染期への移行に備えて、町民生活等の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

対策等	
実施体制	<p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、特措法に基づき、速やかに町対策本部を設置する。
情報収集及び情報提供・共有	<p>ア 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等を通じ、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する必要な情報の収集に努める。 <p>イ 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等の情報を基に、町民に対して、道内外での発生状況等をできる限り迅速に情報提供する。 ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、他の市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、必要に応じ、情報提供を行う。 <p>ウ 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道との情報共有を行う。 <p>エ 相談窓口の体制充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等からの要請に応じ、相談窓口の体制の充実・強化を行う。 ・町は、国が作成したQ&Aの改定版が配布された場合は、窓口での相談対応に活用する。

<p>予 防 ・ ま ん 延 防 止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町は、患者数が少ない段階で、感染拡大を抑制し、その後の患者数増加のタイミングを遅らせ、流行のピークの到来を遅延させるため、町民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 <p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> 道は、期間を定めて、住民に対しみだりに外出しないことの要請や学校等に対し施設の使用制限の要請をずるとしている。
<p>予 防 接 種</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国は、海外発生期の対策を継続し、特定接種を進め、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく「新臨時接種」の実施を決定するとともに、住民への接種順位を決定するとしている。 町は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始する。 町は、接種の実施に当たり、公的な施設等を接種会場とし、集団接種を行う。 <p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、町民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する「臨時の予防接種」を実施する。
<p>医 療</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町は、道行動計画の医療に関する取り組みに協力する。 医師会との情報共有・連携を密にする。
<p>町 民 生 活 等 の 安 定 の 確 保</p>	<p>ア 町民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 <p>イ 緊急事態宣言時</p> <p>(ア) 水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。 <p>(イ) 生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、道等と連携し、町民生活等の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

4 国内感染期

《 概 要 》	
状態	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・町民生活等の影響を最小限に抑える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 ・地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、道と連携しながら、町として実施すべき対策の判断を行う。 ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、道の情報に基づき、ワクチン接種等の情報提供を行う。 ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくすることに努める。 ・必要な患者が適切な医療を受けられるように努め、健康被害を最小限にとどめる。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

対策等	
実施体制	<p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、特措法に基づき、速やかに町対策本部を設置する。 ・町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく道への代行、道又は他の市町村に対して、要請又は応援等を求める。
情報収集及び情報提供・共有	<p>ア 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、引き続き道等を通じ必要な情報収集に努める。 <p>イ 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道の情報を基に、道内外での発生状況等をできる限り迅速に情報提供する。 ・町は、道の情報を基に、町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制の周知及び、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策について情報提供する。 ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、他の市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、情報提供に反映する。

情報収集及び情報提供・共有	<p>ウ 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等との情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を把握する。 <p>エ 相談窓口の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等からの要請に応じ、相談窓口の体制を継続する。 ・町は、国が作成したQ&Aの改定版が配布された場合は、相談対応に活用する。
予防・まん延防止	<p>まん延防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等、基本的な感染防止策等を勧奨する。 ・町は、道が行う感染防止策の要請に対し、必要に応じて協力する。 ・町は、道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止対策を強化するよう要請する。
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、国の対策に基づき予防接種法第6条第3項に基づく「新臨時接種」を進める。 <p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、特措法第46条に基づく町民に対する「臨時の予防接種」を進める。
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、道行動計画の医療に関する取り組みに協力する。 ・医師会との情報共有・連携を密にする。 ・町は、国及び道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
町民生活等の安定の確保	<p>ア 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 <p>イ 緊急事態宣言時</p> <p>(ア) 水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。 <p>(イ) 生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等と連携し、町民生活等の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 ・町は、道等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努める。 ・町は、道等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置に努める。 <p>(ウ) 要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国からの要請があった場合、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に対処する。

5 小康期

《 概 要 》	
状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民生活等の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材や医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図るとしている。 ・ 国は、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めるとしている。 ・ 町は、上記における情報収集を行い、第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ・ 道等の決定に基づき、第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

対策等	
実施体制	<p>ア 対策本部の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、緊急事態解除宣言が行われた時は、速やかに町対策本部を廃止する。 <p>イ 対策の評価・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、道等の行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画の見直しを行う。
情報収集及び情報提供・共有	<p>ア 情報収集及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性などについて、情報提供する。 <p>イ 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、道等との情報共有の体制を維持し、第二波の備えに努める。 <p>ウ 相談窓口の体制の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、道等からの要請に応じ、相談窓口の体制を縮小する。
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、海外での発生状況を踏まえつつ、必要に応じ、注意喚起を促す。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予防接種</p>	<p>ア 住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。 <p>イ 緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、必要に応じ、道等と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、道行動計画の医療に関する取り組みに協力する。 ・医師会との情報共有・連携を密にする。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">町民生活等の安定の確保</p>	<p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、道等と連携し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

参考 1

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

本行動計画の関連事項として、北海道による対策の概要を示します。

(1) 実施体制

ア 体制強化

- ・道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。
情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行う。(保健福祉部、関係部局)
- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討する。(保健福祉部、関係部局)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

情報収集源

- ・国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・都府県、市町村

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ・道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(保健福祉部)

(3) 情報提供・共有

- ア 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行う。(保健福祉部、関係部局)
- イ 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行う。(保健福祉部、関係部局)

(4) 予防・まん延防止

ア 人への鳥インフルエンザの感染対策

① 水際対策

- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行う。(保健福祉部局)
- ・道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努める。(保健福祉部局)

② 疫学調査、感染対策

- ・道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施する。(保健福祉部局)
- ・道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努める。(保健福祉部局)
- ・道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼する。(保健福祉部局)

③ 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。(関係部局)

- ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行う。(農政部)
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。(関係部局)
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力する。(警察本部)

(5) 医療

ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努める。
- ・道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努める。(保健福祉部)
- ・道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じる。(保健福祉部)

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

北海道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザの感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。(保健福祉部)
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知する。(保健福祉部)

参考 2

「道行動計画」の各発生段階における「医療」（抜粋）

未発生期	海外発生	国内発生期	国内感染期	小康期
<p>1、地域医療体制の整備</p> <p>① 道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、必要な体制整備に努めます。</p> <p>② 道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域との関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めます。</p> <p>また、二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進めることとします。</p> <p>③ 道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めます。また、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。</p> <p>2、国内感染期に備えた医療の確保</p> <p>道は、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組みます。</p> <p>① 道は、全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努めます。</p> <p>② 道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定地方公共機関である医療機関又は公的医療機関等（国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。</p> <p>③ 道は、保健所設置市の協力をえながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握します。</p> <p>④ 道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時的医療施設等で医療を提供することについて検討します。</p> <p>⑤ 道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討します。</p> <p>⑥ 道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。</p> <p>3、手引き等の策定、研修等</p> <p>① 道は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知します。</p> <p>② 道は、国と連携しながら、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。</p> <p>4、医療資器材の整備</p> <p>① 道は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄・整備に努めます。また、国の要請に基づき、医療機関において必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努めます。</p> <p>5、検査体制の整備</p> <p>① 道は、国からの要請及び技術的支援に基づき、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備します。</p> <p>6、医療機関等への情報提供体制の整備</p> <p>① 道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備します。</p> <p>7、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>① 道は、国が目標としている国民の45％に相当する量を備蓄するという考え方に合わせ、道民の45％に相当する抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄に努めます。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案することとします。</p> <p>8、抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備</p> <p>① 道は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導します。</p>	<p>1、新型インフルエンザ等の症例定義</p> <p>① 道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知します。</p> <p>2、医療体制の整備</p> <p>道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。</p> <p>① 政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努めます。</p> <p>② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北海道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努めます。</p> <p>③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請します。</p> <p>④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼します。</p> <p>3、帰国者・接触者相談センターの設置</p> <p>道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。</p> <p>① 帰国者・接触者相談センターを設置します。</p> <p>② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。</p> <p>4、医療機関等への情報提供</p> <p>① 道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。</p> <p>5、検査体制の整備</p> <p>① 道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備します。</p> <p>6、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等</p> <p>① 道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。</p> <p>② 道は、国と連携しながら、医療機関に対し備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請します。</p> <p>③ 道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導します。</p>	<p>1、医療体制の整備</p> <p>① 道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続します。</p> <p>② 道は、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行します。</p> <p>2、患者への対応等</p> <p>① 道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。</p> <p>この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。</p> <p>② 道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ないで段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。</p> <p>③ 道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。</p> <p>3、医療機関等への情報提供</p> <p>① 道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。</p> <p>4、抗インフルエンザウイルス薬</p> <p>① 道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請します。</p> <p>5、医療機関・薬局における警戒活動</p> <p>① 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。</p> <p>6、緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>① 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。</p>	<p>1、患者への対応等</p> <p>道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。</p> <p>（地域未発生期、地域発生早期における対応）</p> <p>① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努めます。</p> <p>② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とします。</p> <p>（地域感染期における対応）</p> <p>① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めます。</p> <p>また、市町村とともに関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。</p> <p>② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。</p> <p>③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知します。</p> <p>④ 関係機関・団体等と調整の上、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努めます。</p> <p>2、医療機関等への情報提供</p> <p>道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。</p> <p>3、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用</p> <p>道は、国と連携しながら、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と流通状況の調査を行い、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を国に依頼します。</p> <p>4、在宅で療養する患者への支援</p> <p>道は、市町村が関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に必要な協力を行います。</p> <p>5、医療機関・薬局における警戒活動</p> <p>医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。</p> <p>6、緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。</p> <p>① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。</p> <p>② 道は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時的医療施設を設置し、医療を提供するよう努めます。臨時的医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖することとします。</p>	<p>1、医療体制</p> <p>道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。</p> <p>2、抗インフルエンザウイルス薬</p> <p>① 道は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し、周知します。</p> <p>② 道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。</p> <p>3、緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。</p>

参考 3

関連法律の抜粋

●新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

（定義）

第2条

6 指定公共機関

独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）又は医療機器（同条第4項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

7 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（政府行動計画の作成及び公表等）

第6条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県行動計画）

第7条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

（特定接種）

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第4項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

(住民に対する予防接種)

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

(定義)

第6条

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8 略

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

●予防接種法

(臨時に行う予防接種)

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 略

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

附属資料

【用語解説】 政府行動計画より

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致死率 (致命率 Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀で罹患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。